

法人コード	A018351
法人名	公益社団法人経営・労働協会

令和 7 年度事業計画書

—令和 7 年度事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて—
(自令和 7 年 4 月 1 日至令和 8 年 3 月 31 日)

1 事業計画

(1) ポストコロナにおける外国人技能実習生等の受入の概況

世界的に感染が拡大した新型コロナウイルスの猛威も令和 5 年にはおおむね鎮静化し、技能実習生や特定技能外国人、留学生などの入国が再開され、令和 6 年上半期の外国人新規入国者数は 1,641 万人で令和 5 年上半期の約 60%増、技能実習生も令和 6 年上半期には新規入国者数が 7 万 6,799 人と前年とほぼ同数となり、我が国への外国人の出入国は概ね正常化しました。

上述の状況下で、技能実習生や特定技能外国人の受入拡充に努めたところ、技能実習生の新規受入れについては、既存の企業では業績の回復に応じて積極的な受入れに転じるところがあり、他方で既存受入れ企業において技能実習から特定技能へ切り替える動きや技能実習生がより良い賃金を求めて他企業（特定技能）へ転職し弊協会の監理から離れるケースが前年に引き続き相次いで発生したものの、弊協会の受入拡充の努力の結果、令和 7 年 3 月末日の技能実習生等（特定技能を含む。）受入れ見込み数は 297 名と前年 3 月末（248 名）に比較し 49 名の増員見込みとなりました。

(2) 外国人技能実習制度から外国人育成就労制度への移行

外国人技能実習事業は弊協会における唯一の公益事業として認定されており、弊協会の中核的事业として位置づけられてきておりますが、政府では令和 4 年 11 月以降技能実習制度の抜本的な見直しの検討を開始し、技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を主眼とする育成就労制度に移行することを骨子とする技能実習法の改正案を昨年 3 月に通常国会へ提出し、衆参両院での審議の結果令和 6 年 6 月 14 日に可決成立、同年 6 月 21 日に公布されました。改正法の施行は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、順調に進めば令和 7 年度の施行が見込まれるので、顧客企業に対する周知も含めた新たな制度への対応を的確に実施していくこととします。

(3) 外国人育成就労制度への対応

新たな育成就労制度においては、人手不足分野における人材確保と人材育成を目的としており、受入れ対象分野を「特定産業分野」に限定して設定するとしている。また人材育成

に関しては、就労開始前の時点で日本語能力試験 N5 等合格又は相当する日本語講習を日本語教育機関等において受講することを要件とし、特定技能 1 号移行時には技能検定試験 3 級等又は特定技能 1 号評価試験合格、日本語能力試験 N4 等合格を要件とし、また特定技能 2 号移行時には特定技能 2 号評価試験合格、日本語能力試験 N3 等合格が要件とされているなど語学能力に関する要件が新たに設定されているので、対象者の選抜から入国前の送出し機関における事前教育、さらには入国後の日本語学習支援などについて対応が必要となる。以上から日本語教育の充実について取り組んでいきたい。

さらに新たな制度においては、本人の意向による転籍が一定の条件下で認められることになっており、転籍の条件などを受入れ企業に周知を図り混乱が生じることのないよう努めることとしたい。

また送出し機関とも新たな制度について情報の共有を図り、円滑な制度の移行に努めることとしたい。

(4) 育成就労生（技能実習生）及び特定技能外国人の受入拡充

育成就労生（技能実習生）及び特定技能外国人の受入拡充については、新規受入れ企業の開拓及び既存企業の受入数の拡充に組織を挙げて重点的に取り組むこととし、弊協会主催のセミナーの開催など新たな手法の実施を工夫し、可能な限り成果を出すことに尽力していくこととする。

また職業紹介事業（有料及び無料）の許可を活用し、特定技能外国人の募集を行うなど紹介事業をより積極的に実施することにより、その受入拡充に努めたい。

(5) 教育・職能開発事業及び経営コンサルタント事業

弊協会の主力事業である外国人技能実習事業及び特定技能外国人支援事業に経営資源を注力している関係から、教育・職能開発事業及び経営コンサルタント事業については休止の状態にあります。

2 収支予算

別添の令和 7 年度利益計画（正味財産増減計算案）をご参照ください。

3 資金調達計画

外部からの資金調達計画はありません。

4 設備投資の見込み

大規模な設備投資の計画はありません。